

第4章 重点整備地区の位置及び区域

1 特定旅客施設の設定

交通バリアフリー法の特定旅客施設の要件である1日あたりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設は取手駅と戸頭駅のみである。

取手駅周辺地区には、不特定多数の人々が利用する多様な主要施設が数多く集積し、市民のほか、市外からも買物や遊び目的等で集中する地区であり、高齢者等アンケート調査結果から見ても市民に日常的によく利用される地区となっている。また、上位計画でも「生活交流拠点」、「生活・文化交流拠点」として位置付けられているとともに、「取手市中心市街地活性化基本計画（平成13年3月）」では取手市の中心市街地としての位置付けがある。さらに、市内のバス路線網は取手駅を中心として放射状にネットワークされており、取手駅は鉄道・バス等公共交通機関の交通結節点となっている。このようなことから、取手駅周辺地区は、特に重点的・一体的なバリアフリー化を推進すべき地区であると言える。

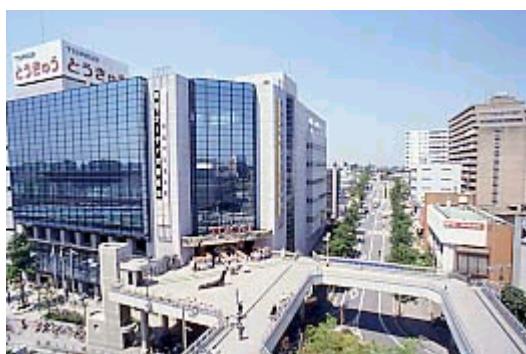
一方で、戸頭駅周辺地区は、大規模な住宅団地が形成され、駅近隣に大小小売店舗や公共・公益施設など近隣住民の日常購買を賄う主要施設が集積している。アンケート調査結果でも戸頭駅周辺地区の利用ニーズが高い地区であること等から、同様に整備を進めていくべき地区である。

以上から、取手市における特定旅客施設は、「取手駅」と「戸頭駅」を位置付け、2駅を中心とした一定の地区における道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化の整備を進めていく。

■平成12年度乗車人員

路線名	駅名	年間乗車人数	1日平均乗車人数	1日平均乗降人数 (※)
JR東日本旅客鉄道	取手駅	17,566,171人	48,126人	約96,300人
関東鉄道	取手駅	5,362,269人	14,834人	約29,700人
	西取手駅	394,744人	1,090人	約2,200人
	寺原駅	457,776人	1,266人	約2,500人
	新取手駅	710,177人	1,963人	約3,900人
	稲戸井駅	468,786人	1,297人	約2,600人
	戸頭駅	1,305,075人	3,610人	約7,200人

出典：平成13年度統計とりで ※乗降人数は1日平均乗車人数×2で算出。



ペDESTリアンデッキから見た取手駅西口周辺

2 重点整備地区の設定

重点整備地区の区域界は道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって定め、取手駅周辺地区及び戸頭駅周辺地区の重点整備地区の範囲を次のように設定する。

(1) 取手駅周辺地区

取手駅周辺地区は、商業施設、業務施設、公共公益施設及び歴史的資源等多様な都市機能が集積し、「取手市中心市街地活性化基本計画（平成13年3月）」において本市の中心市街地として位置付けられていることから、この区域と整合性を図りつつ設定する。

（取手駅周辺地区の重点整備地区の面積：約105ha）

【主要施設】

取手市民センター、商工会館、勤労青少年ホーム・働く婦人の家、簡易裁判所、取手区検察庁、市立図書館、中央公民館、白山公民館、取手一郵便局、植竹病院、取手競輪場、取手宿本陣、長禅寺、弘経寺、大規模店舗、金融機関など

(2) 戸頭駅周辺地区

戸頭駅周辺地区は、戸頭駅（構内や南口駅前広場）と、駅近隣に立地するショッピングセンターや小売店舗等の商業施設、公共公益施設及び病院等を含む区域とする。戸頭駅北側地区については現在、市街化調整区域で、かつ高齢者や身体障害者等が日常的によく利用する主要施設も立地していないため、今後、市街化が進行した段階で、守谷市と連携を図りつつ、必要に応じて区域の拡大について検討を行っていく。

（戸頭駅周辺地区の重点整備地区の面積：約6ha）

【主要施設】

戸頭団地ショッピングセンター、商店街、取手戸頭郵便局、戸頭公民館、戸頭病院、金融機関など



市立図書館



取手宿本陣

3 特定経路の設定

(1) 特定経路設定の考え方

特定経路とは、重点整備地区内で、特定旅客施設から官公庁施設、福祉施設、大規模店舗など、高齢者、身体障害者が日常よく利用する施設までを結ぶ経路である。

特定経路は、①特定旅客施設から主要施設までの移動経路、②「取手市中心市街地活性化基本計画（平成 13 年 3 月）」等上位関連計画での位置付け、③駅前整備事業など他の事業との整合性、④高齢者や身体障害者などの意見の反映、⑤歩道の設置・整備状況等を踏まえて、設定する。

なお、本市においては、歩道の有無、幅員、路面、勾配及び路上障害物の現状、整備の可能性、駅前広場整備事業など他の事業との整合性等を考慮したうえで、特定経路とは別に準特定経路を設定する。

●特定経路とは

原則として 2010 年までに「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」など主務省令等に定める基準に適合した整備を実施する経路。

●準特定経路とは

「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」など主務省令等に定める基準に適合した整備を 2010 年までに難しいと考えられるため、中長期的視点からの歩道設置、交通規制や路面舗装改良による歩行空間の確保などにより、バリアフリー化を推進する経路。

①取手駅周辺地区

取手駅周辺地区における特定経路及び準特定経路は以下に示す通りである。

■取手駅周辺地区の特定経路及び準特定経路

	道路管理者	路線名	備考
特定経路	国土交通省	国道 6 号	(都)3.4.2 上新町・桑原線
	茨城県	県道取手・東線 (県道 11 号)	(都)3.4.3 上新町環状線
		県道白山前・取手線 (県道 219 号)	(都)3.4.8 片町・白山前線
		県道取手停車場線	(都)3.4.9 取手東口・取手線
	取手市	市道 0106 号線	(都)3.3.1 取手西口・戸頭線
		市道 0117 号線	(都)3.5.20 取手東口・台宿線
		市道 0118 号線	(都)3.4.7 取手東口・城根線
		市道 4140 号線	(都)7.6.2 取手東口・大師線
		取手駅東西連絡地下道	ギャラリーロード
		取手駅東西自由通路	—
		駅西口歩行者デッキ	—
準特定経路	国土交通省	国道 6 号	(都)3.4.2 上新町・桑原線
	茨城県	国道 294 号	(都)3.3.4 取手・守谷線
		県道白山前・取手線 (県道 219 号)	(都)3.4.8 片町・白山前線
	取手市	市道 0106 号線	(都)3.3.1 取手西口・戸頭線
		市道 0209 号線	—
		市道 2701 号線	—
		市道 2724 号線	—
		市道 4135 号線	—
		市道 4544 号線	—
	区画整理事業 により整備す る経路	取手市	県道 219 号
都 3.4.37 号			(都)3.4.37 取手西口・白山線
都 3.5.38 号			(都)3.5.38 中央町・新町線
都 3.5.39 号			(都)3.5.39 新町・白山線

②戸頭駅周辺地区

戸頭駅周辺地区における特定経路は以下に示す通りである。

■戸頭駅周辺地区の特定経路

	道路管理者	路線名	備考
特定経路	茨城県	国道 294 号	(都)3.3.4 取手・守谷線
	取手市	市道 2067 号線	—
		市道 2116 号線	(都)8.6.1 戸頭停車場線
		戸頭駅南北連絡地下道	—